住民監査請求ガイド

― 住民監査請求の提出について ―

令和 ６年 ４月

ひたちなか市監査委員事務局

目次

Q1　住民監査請求とは何ですか？　…　1
Q2　住民監査請求は誰にでもできますか？　…　1
Q3　住民監査請求はどのように行えばよいですか？　…　1
Q4　住民監査請求の請求書はどこに提出するのですか？　…　1
Q5　住民監査請求は誰を対象にできますか？　…　3
Q6　住民監査請求の対象となる事項とはどういうものですか？　…　3
Q7　違法または不当である理由は，なぜ書かなくてはいけませんか？　…　5
Q8　市に損害がない行為は，住民監査請求ができないのですか？　…　5
Q9　監査委員に求めることができる必要な措置には何がありますか？　…　5
Q10　住民監査請求はいつでもできますか？　…　6
Q11　住所・氏名などは必ず書かなくてはいけませんか？　…　7
Q12　事実証明書は必ず添付しなくてはいけませんか？　…　8
Q13　請求書を提出してから結果が出るまでに何日かかりますか？　…　8
Q14　提出した請求書はどのように取り扱われますか？　…　8
Q15　住民監査請求の監査はどのような流れで行われますか？　…　8
Q16　証拠の提出や陳述はどのように行うのですか？　…　10
Q17　必要に応じて実施する調査とはどういうものですか？　…　10
Q18　監査の結果にはどのようなものがありますか？　…　11
Q19　監査の結果はどのように公表されますか？　…　12
Q20　監査の結果に不服がある場合はどうしたらいいですか？　…　12
Q21　請求の取下げはできますか？　…　12
参考1　住民監査請求の請求書様式　…　13
参考2　請求書提出前の確認リスト　…　14

はじめに

この手引きは「住民監査請求」の制度について，理解を深めていただくための一助となるよう，参考法令などを引用し作成したものです。

ご不明な点は，ひたちなか市監査委員事務局までご連絡ください。

≪参考法令など≫
＊「法」は地方自治法

Q1 住民監査請求とは何ですか？

A 住民監査請求は，ひたちなか市の市民の方が，市長，行政委員会，委員などの執行機関または市の職員について，違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実があると認めるとき，これを証する書面を添えて，監査委員に対し監査を求め，その防止や是正などの必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

この制度は，市の財務行政の適正な運営を確保し，市の住民全体の利益を守ることなどを目的としています。

法第 242 条第 1 項

Q2 住民監査請求は誰にでもできますか？

A 監査請求を行うことができるのは，個人，法人を問わずひたちなか市に住所を有する方です。複数人の連名で監査請求を行うこともできます。

法第 242 条第 1 項

Q3 住民監査請求はどのように行えばよいですか？

A 住民監査請求は，監査請求する事項を記載した文書を監査委員に提出して行います。具体的には，ひたちなか市職員措置請求書（以下「請求書」といいます。）に事実を証する書面（以下「事実証明書」といいます。）を添えて行います。

監査委員は，提出された請求書と事実証明書により，監査を行う必要があるかどうかの判断を行います。請求書を作成する際の留意点は，次ページのとおりです。

法施行令第 172 条
法施行規則第 13 条

Q4 住民監査請求の請求書はどこに提出するのですか？

A 請求書の受付は，監査委員事務局で行っています。請求される方は，請求書と事実証明書を直接お持ちになるか，郵送してください。

なお，提出時に請求書の補正（修正）をお願いする場合がありますので，できるだけ郵便によらず，事務局までご持参ください。提出予定の日時を事前に事務局までお知らせいただけると，受付を円滑に進めることができますので，ご協力をお願いします。

Q3　請求書を作成する際の留意点

ひたちなか市職員措置請求書

○○○○に関する措置請求の要旨

※○○○○には，下記の（1）において請求の対象とする市長，委員会，委員などの執行機関または市の職員を具体的に記載してください。

1　請求の要旨

※ 次の項目について，具体的に記載してください。

Q5 (1) 請求の対象となる執行機関・職員
誰が

Q6 (2) 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実
いつ，誰による，どのような財務会計上の行為または怠る事実があるか。

Q7 (3) 違法または不当とする理由
その行為又は怠る事実がどのような理由で違法または不当なのか。

Q8 (4) 市に生じている損害
それにより，どのような損害が市に生じているのか。

Q9 (5) 求める必要な措置
誰がどのような措置を講ずることを求めるのか。

※ 請求の対象となる財務会計上の行為のあった日などから請求までに１年が経過している場合は，次の事項についても記載してください。

Q10 (6) 財務会計上の行為のあった日などから１年が経過して請求する正当な理由
なぜ請求までに１年以上を要したか。

2　請求者

住　所

氏　名　　○○○○

Q2　Q11

※氏名は必ず自署してください。押印は不要です。

地方自治法第 242 条第１項の規定により，別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

Q12

※請求書に事実証明書を添付してください。

令和　　年　　月　　日

ひたちなか市監査委員　殿

※縦書きでも差し支えありません。

Q5 住民監査請求は誰を対象にできますか？

A 住民監査請求の対象となるのは，「①市の長」，「②委員会」，「③委員」または「④市の職員」です。

法第 242 条第 1 項

①市の長とは…市長をいいます。
②委員会とは…市の教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会および固定資産評価審査委員会をいいます。
③委員とは……監査委員をいいます。
④職員とは……一般職，特別職を問わず，すべての職員をいいます。

法第 180 条の 5

Q6 住民監査請求の対象となる事項とはどういうものですか？

A 住民監査請求の対象となる事項は，違法若しくは不当な「①財務会計上の行為」または「②怠る事実」に限られます。違法とは，法令の規定に違反することをいい，不当とは，違法ではないものの行政上実質的に妥当性を欠くことまたは適当でないことをいいます。

法第 242 条第 1 項

①財務会計上の行為とは

〇違法若しくは不当な公金の支出（補助金の支出，給与の支給など）
公金とは，法令上市またはその機関の管理に属する現金，有価証券をいいます。

〇違法若しくは不当な財産（土地・建物・物品等）の取得，管理，処分
財産とは，公有財産，物品，債権，基金をいいます。

〇違法若しくは不当な契約（購入・工事請負等）の締結，履行
契約とは，市を一方の当事者とする売買，貸借，請負その他の契約をいいます。

法第 237 条第 1 項
法第 240 条第 4 項

〇違法若しくは不当な債務その他の義務の負担（借入金等の決定など）
債務その他の義務とは，市に財務上の義務を生じさせるものをいいます。

法第 234 条

※上記の財務会計上の行為がすでになされた場合だけでなく，なされることが相当の確実さをもって予測される場合においても住民監査請求をすることができます。

②怠る事実とは

〇違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実（市税の徴収等）

賦課とは，法令や条例などに基づいて税，手数料または使用料などの金額を確定させることをいいます。公金の賦課・徴収を怠る事実の例としては，条例により使用料を納めるべき者に対し故意に使用料を賦課しないこと，課税された市税を理由なく徴収しないことなどが挙げられます。

〇違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実（市有地や市の債権の保全管理等）

財産の管理を怠る事実の例としては，市営住宅（公有財産）に不正に入居している者に対して理由なく法令に基づく措置を取らないこと，条例に基づく貸付金（債権）が貸付目的以外に使われているにもかかわらず漫然と放置していることなどが挙げられます。

また，住民監査請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実は，個別的，具体的に特定する必要があります。

「個別的・具体的」の程度とは

①財務会計上の行為または怠る事実を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではありません。

②財務会計上の行為または怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的，具体的に摘示することを要します。

③財務会計上の行為または怠る事実が複数である場合には，財務会計上の行為または怠る事実の性質，目的などに照らしこれらを一体とみてその違法または不当性を判断するのを相当とする場合を除き，財務会計上の行為または怠る事実を他の行為などと区別して特定認識できるように個別的，具体的に摘示することを要します。

④監査請求書およびこれに添付された事実証明書の各記載，監査請求人が提出したその他の資料などを総合しても，監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは，当該監査請求は，請求の特定を欠くものとして不適法であり，監査委員はその請求について監査をする義務を負いません。

最高裁判決
平成２年６月５日
平成1年(行ツ)第68号

Q7 違法または不当である理由は，なぜ書かなくてはいけませんか？

A 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実は，違法または不当なものに限られます。請求される方は，請求書に記載する財務会計上の行為または怠る事実について，どのような理由で違法または不当なのかを示す必要があります。

Q8 市に損害がない行為は，住民監査請求ができないのですか？

A 住民監査請求の制度は，住民が監査委員に対し，関係職員などの違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実に対する監査および防止，是正の措置を請求することで，市の財政の腐敗防止を図り，住民全体の利益を確保することを目的としています。

そのため，監査の対象となる財務会計上の行為または怠る事実は，市に何らかの損害を与えるもので，ひいては住民全体の利益に反するものでなければなりません。

よって，住民監査請求は，たとえ違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実があっても，市に財産的な損害が発生し，または発生しようとしていると認められない場合は，行うことができません。（最高裁判決平成６年９月８日）

最高裁判決
平成６年９月８日
平成6年(行ツ)第97号

Q9 監査委員に求めることができる必要な措置には何がありますか？

A 監査委員に対し講ずべきことを求めることができる措置は，「①財務会計上の行為の防止」，「②財務会計上の行為の是正」，「③怠る事実を改めること」，「④財務会計上の行為または怠る事実によって市の被った損害の補てんのために必要な措置」に限られます。

法第 242 条第１項

監査委員に求めることができる必要な措置

①財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置
（行為の差止めなど）

②財務会計上の行為を事後に是正するために必要な措置
（行政処分の無効，取消しなど）

③怠る事実を改めるために必要な措置
（原状回復，代執行，職員の転任など）

④財務会計上の行為または怠る事実によって市が被った損害を補てんするために必要な措置（損害賠償請求の提訴など）

Q10　住民監査請求はいつでもできますか？

A　住民監査請求は，正当な理由がある場合を除いて，財務会計上の行為の「あった日」または「終わった日」から１年を経過したときは，行うことができません。財務会計上の行為から１年を経過して請求書を提出する場合，請求される方は，請求書において１年を経過したことの「正当な理由」を示す必要があります。

　なお，怠る事実について行う住民監査請求については，その事実が継続している限り，請求の期間制限はありませんが，怠る事実が終了した場合や，怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合は，期間制限を満たす必要があります。

法第 242 条第２項

✐財務会計上の行為の「あった日」または「終わった日」とは

○「あった日」

違法または不当な財務会計上の行為の「あった日」とは，公金の支出をした日や，契約を締結した日などのように，一時的な行為のあった日をいいます。

○「終わった日」

違法または不当な財務会計上の行為の「終わった日」とは，市有地の使用貸借契約の満了した日などのように，ある一定の期間継続する行為の終わった日をいいます。

✐「正当な理由」とは

○天変地異があった場合

○財務会計上の行為などが秘密裡にされた場合に限らず，住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為などの存在または内容を知ることができなかった場合（最高裁判決平成 14 年９月 12 日）

※正当な理由があったと認められるかどうかについては，住民が，財務会計上の行為などの存在および内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかなどによって監査委員が判断します。

※相当な期間内は，それぞれの事案により異なりますが，知り得てから理由も無く請求するまでの期間を空けることは認められません。1 年以上経過した事案について請求する際には，請求書の中で正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

※請求される方の個人的な事情は含まれません。

最高裁判決
平成 14 年９月 12 日
平成 10 年(行ツ)第 69 号

✐怠る事実について期間制限を満たす必要がある場合とは

○怠る事実が終了した場合

・怠る事実が終了した場合の例としては，理由もなく課税されていなかった建物が課税された場合や放置されていた債権が徴収された場合などが挙げられます。

・財務会計上の行為の終わった日から 1 年を経過したときは住民監査請求をすることができないのと同様に，怠る事実の終わった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができません。（最高裁判決平成 19 年 4 月 24 日）

○怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合

・怠る事実を対象とする監査請求であっても，関係職員などの違法または不当な財務会計上の行為に基づいて発生した請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実であるとして住民監査請求を行うときは，怠る事実に係る請求権の発生原因である財務会計上の行為のあった日または終わった日を基準として期間制限を適用すべきであるとされています。（最高裁判決昭和 62 年 2 月 20 日）

例えば，「違法に安く土地を売却したことにより発生した損害賠償請求権を行使しないこと」が，違法に財産の管理を怠る事実であるとして住民監査請求を行うときは，土地の売却のあった日を基準として，1 年を経過したときは，住民監査請求を行うことはできません。

最高裁判決
平成 19 年 4 月 24 日
平成 17 年(行ヒ)第 341 号

最高裁判決
昭和 62 年 2 月 20 日
昭和 57 年(行ツ)第 164 号

Q11 住所・氏名などは必ず書かなくてはいけませんか？

A 住民監査請求の請求書の様式は法律で定められており，請求される方の住所・氏名を記載する必要があります。（氏名は必ず自署してください。）押印は不要です。

法施行令第 172 条
法施行規則第 13 条

Q12 事実証明書は必ず添付しなくてはいけませんか？

A 住民監査請求では，請求される方は，違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実について，その内容を証する書面を添える必要があります。事実証明書として何を添付するかの定めは特にありませんが，一般的なものを挙げると，次のとおりです。

法第 242 条第 1 項

事実証明書の例

①公文書開示制度により入手した財務会計書類などの写し
②公文書開示制度により入手した関係職員などの作成した公文書の写し
③請求される方などが市に対して行った照会の回答
④違法または不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

Q13 請求書を提出してから結果が出るまでに何日かかりますか？

A 住民監査請求に基づく監査委員の監査は，住民監査請求を受付した日から 60 日以内に行われます。

法第 242 条第 6 項

ただし，補正（請求書の補足や修正）を行った場合，補正に要した期間は 60 日から除きます。

Q14 提出した請求書はどのように取り扱われますか？

A 監査委員事務局で受付した請求書について，監査委員が住民監査請求の要件を満たしていると判断した場合は，請求書を受理し，監査を行います。一方で，住民監査請求の要件を満たしていないと判断した場合は，請求を受理せず（却下），監査を行いません。

また，監査委員は，請求書に不備があり住民監査請求の要件を満たしていない場合，補正（請求書の補足や修正）を求めることで，監査を行う必要があるかどうかの判断ができると考える場合は，請求された方に対し，期限を付して補正を求めることがあります。

Q15 住民監査請求の監査はどのような流れで行われますか？

A 請求書を受付してから，請求された方へ結果を通知するまでの流れは，次ページのとおりです。

法第 242 条第 4 項

なお，対象となる行為が違法であると思料され，回復困難な損害を避けるために緊急の必要があると監査委員が要件に基づき判断した場合は，監査結果に至る前の段階で，暫定的な停止勧告を行うことがあります。

Q15　住民監査請求の流れ

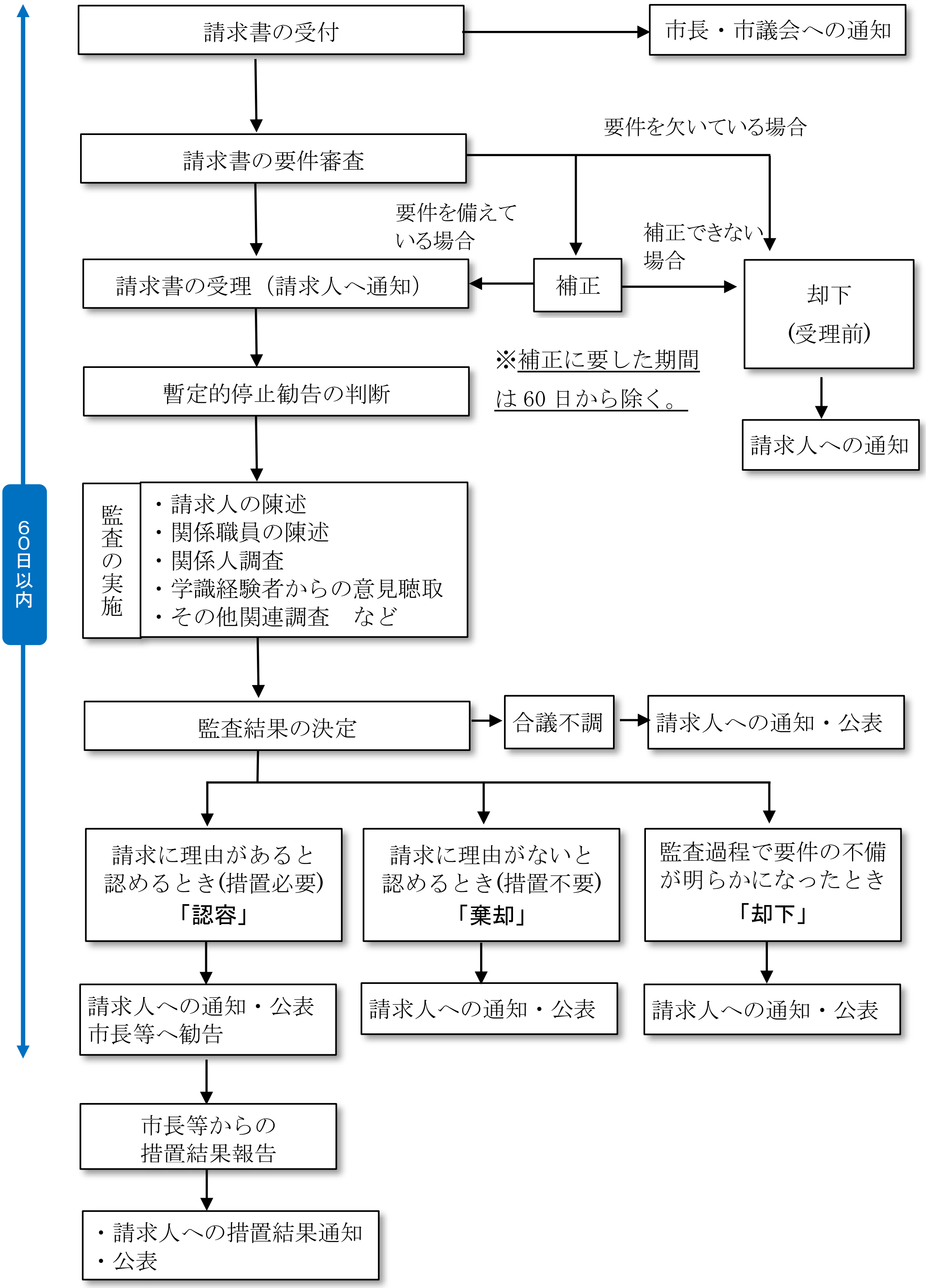

Q16　証拠の提出や陳述はどのように行うのですか？

A　請求書を受理した場合，監査委員は，請求された方に対し，監査を行う旨を通知するとともに，証拠の提出および陳述の機会を設けることを通知します。請求された方は，証拠の提出および陳述を行うかどうか，選択することができます。

法第 242 条第７項

監査委員は，必要があると認めるときは，請求された方が陳述を行う場合に関係職員などを，また，関係職員などが陳述を行う場合に請求された方を立ち会わせることができます。

法第 242 条第８項

なお，市では，証拠の提出および陳述を「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」に基づき実施しています。

証拠の提出および陳述

○証拠の提出

・請求された方は，陳述が行われる日までの間，請求書の趣旨に基づき，証拠の提出を行うことができます。直接お持ちになるか，郵送してください。

○陳述

・陳述とは，請求された方が，監査委員に対し請求の趣旨を補足して説明するもので，監査委員や関係職員などに質疑などを行う場ではありません。
・陳述は，請求された方または代理人が行います。代理人が陳述を行う場合は，委任状の提出が必要です。
・請求人が複数の場合は，監査委員が陳述を行う人の人数を制限する音があります。

Q17　必要に応じて実施する調査とはどういうものですか？

A　監査委員は，請求された方および関係職員などから陳述を聴取した後，監査のために必要があると認められるときは，関係人に出頭の要請や帳簿などの記録の提出の要請などを行うことがあります。

法第 199 条第８項

また，科学的な根拠や専門的な知識を要する場合などにおいては，研究機関や学識経験者などからの意見聴取を行います。

なお，市では，出頭を要請された関係人に対し，出頭に要した実費を弁償します。

法第 207 条
ひたちなか市証人等の実費弁償に関する条例

Q18 監査の結果にはどのようなものがありますか？

A 監査委員は，住民監査請求を受理した場合，請求された方の請求に理由があるかどうかを合議により判断します。合議とは，住民監査請求において全監査委員が協議し，監査結果について最終的に意見を一致させることをいいます。

✐監査の結果について

○請求に理由があると認める（認容）

・請求に理由があるとは，請求書において請求された方が指摘する財務会計上の行為または怠る事実について，監査委員が，違法または不当であると認めることをいいます。
・監査委員は，関係職員などや議会に対し，期間を示して必要な措置を講じるよう勧告します。また，請求された方に対し，勧告の内容を通知します。
・監査委員は，監査の結果を公表します。

○請求に理由がないと認める（棄却）

・監査委員は，請求された方に対し，理由がないと判断したその理由を通知します。
・監査委員は，監査の結果を公表します。

○監査を行うなかで，請求の要件を満たしていないと認める（却下）

・監査委員が監査を行うなかで，受理した請求書が住民監査請求の要件を満たしていないことが判明する場合があります。
・監査委員は，請求された方に対し，請求の要件を満たしていない旨を通知します。
・監査委員は，監査の結果を公表します。

○監査委員の合議が調わない（合議不調）

・合議不調とは，全監査委員の合議が調わず，監査の結果を出すことができない場合をいいます。
・監査委員は，請求された方に対し，合議が調わなかった旨を通知します。
・監査委員は，合議不調となり監査の結果が出せなかった旨を公表します。

Q19 監査の結果はどのように公表されますか？

法第 242 条第５項

A 住民監査請求の監査の結果については，告示（本庁舎及び那珂湊支所前掲示板への掲出），市公式ウェブサイトへの掲載により公表します。なお，公表の際には個人情報については非公開とします。

Q20 監査の結果に不服がある場合はどうしたらいいですか？

法第 242 条の２

A 請求された方は，「違法」な財務会計上の行為または怠る事実についての住民監査請求による監査結果に不服がある場合，住民訴訟を提起できます。

「不当」な財務会計上の行為または怠る事実は，住民訴訟の対象事項とはなりません。詳しくは，地方裁判所にお問合せください。

> ✐住民訴訟を提起できる場合とその期間
>
> **○監査委員の監査結果に不服がある場合**
> 監査の結果の通知を受け取った日から 30 日以内
>
> **○勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合**
> 措置結果の通知を受け取った日から 30 日以内
>
> **○勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合**
> 措置期限の日から 30 日以内
>
> **○請求の日から 60 日以内に監査結果の通知がない場合**
> 60 日を経過した日から 30 日以内
>
> **○監査委員が監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合**
> 却下の通知を受け取った日から 30 日以内

Q21 請求の取下げはできますか？

A 監査委員の監査終了前においては，請求を取下げることができます。手続きをご案内しますので，事務局までご連絡ください。

参考１　住民監査請求の請求書様式

ひたちなか市職員措置請求書

ひたちなか市長（何委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

１　請求の要旨

２　請求者
　住　所

　氏　名
　※氏名は自署願います

地方自治法第 242 条第１項の規定により，別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和　　年　　月　　日

ひたちなか市監査委員　殿

参考２　請求書提出前の確認リスト

項　　目	確認事項	確認
表　　題	「ひたちなか市職員措置請求書」と表題は記載されていますか。	☐
件　　名	「○○○○に関する措置請求の要旨」と件名は記載されていますか。	☐
請求の要旨	請求の対象となる職員などが誰であるか特定されていますか。	☐
	請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実は特定されていますか。	☐
	財務会計上の行為または怠る事実が違法または不当である理由は具体的に示されていますか。	☐
	財務会計上の行為または怠る事実の結果として発生する損害または発生するおそれのある損害は示されていますか。	☐
	財務会計上の行為または怠る事実に対する必要な措置は具体的に示されていますか。	☐
期間制限	財務会計上の行為があった日または終わった日から１年を経過していませんか。	☐
	１年を経過している場合，「正当な理由」の記載はありますか。	☐
請　求　者	住所・氏名は記載されていますか。	☐
	請求者が複数の場合は全員分記載されていますか。	☐
	住所はひたちなか市ですか。	☐
	氏名は自署されていますか。	☐
添付書類	違法または不当の事実を証する書面は添付されていますか。	☐
	代理人に委任されている場合は，委任状が添付されていますか。	☐
そ　の　他	「地方自治法第 242 条第１項の規定により，別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。」と，請求の根拠条項は記載されていますか。	☐
	請求年月日は記載されていますか。	☐
	「ひたちなか市監査委員」と，宛先は記載されていますか。	☐

＊提出予定の日時を事前に事務局までお知らせいただけると，受付を円滑に進めることができますので，ご協力をお願いします。

＊ご不明な点がありましたら，事務局までお問合せください。

請求書の提出・お問合せ先

ひたちなか市監査委員事務局

〒312-8501　茨城県ひたちなか市東石川２丁目 10 番１号（企業合同庁舎４階）

代表電話：029-273-0111　内線：26421　ＵＲＬ https://www.city.hitachinaka.lg.jp

直通電話：029-273-2543　MAIL kansa@city.hitachinaka.lg.jp